

厚生労働省 キャリアアップ助成金 概要

■ 目的

非正規雇用（契約社員、派遣労働者など）の企業内でのキャリアアップを促進するための助成金。

■ 対象となる訓練

現状 6 コースあります。本概要書では**人材育成コース**> **一般職業訓練**を例に以下ご説明致します。

一般職業訓練諸条件

- ・ 1 コース当たり 1 年以内の実施期間
- ・ 訓練時間 20 時間以上
- ・ 通信制の職業訓練ではないこと、助成金支給対象以外の事業主が設置する設備での研修(Off-JT)

■ 対象労働者

企業の非正規雇用者（契約社員、短時間労働者、派遣労働者）

■ 助成金支給額（Off-JT 分）

賃金助成：1 人 1 時間あたり 800 円(500 円) ※（ ）内は中小企業以外

経費助成：下記 1 人当たり Off-JT の訓練時間数に応じた額

支給対象となる訓練	企業規模	20時間以上100時間未満	100時間以上200時間未満	200時間以上
人材育成コース	中小企業	10万	20万	30万
	中小企業以外	7万	15万	20万

中小企業事業主の判断基準

主たる事業	資本金の額又は出資の総額	企業全体の常時雇用する労働者数
サービス業	5,000万以下	100人以下

上記何れかの条件にあてはまる企業

限度額は 1 事業所当たり 1 年度 500 万円

■ キャリアアップ計画の作成

- ・ ガイドラインに沿った計画書の作成（3 年～5 年）
- ・ 訓練開始 1 カ月前までにお計画申請（管轄労働局長の確認）
- ・ 訓練開始 1 カ月以内に開始届申請

■ 訓練計画届 ※管轄労働局長の確認が必要です。

- ・ カリキュラム + 雇用契約書 + 会社謄本写し等
- ・ 訓練開始 1 カ月前までにお計画申請（キャリアアップ計画と同時提出可）
- ・ 訓練計画は 1 つの訓練コース毎に作成する
- ・ 助成対象の一般職業訓練は同一労働者に対して 1 年度当たり 1 回のみ

■ 訓練計画届に添付が必要な書類

- ・ 訓練実施内容確認に必要な訓練カリキュラム、講師要件を確認する書類等。

株式会社プラス

<STEP セミナー 助成金適用例>

STEP セミナーの各コースを組合せ（カスタマイズ）、キャリアアップ計画+訓練計画を作成が可能です。

中小企業 約3ヶ月 135時間 の場合

コース名	研修費用	助成金	賃金助成	助成金受給計	差額
C言語マ スター コース	337,500	200,000	108,000	308,000	29,500